

相模原市農業委員会第25回会議議事録

開 会 日 時 令和3年3月30日 午後1時51分

閉 会 日 時 令和3年3月30日 午後3時16分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 (印)

	西山和秀		小林康史		高橋三行
	八木拓美		齋藤憲一	18	天野明
	關山富雄		菱山喜章		加藤正博
	江藤昭利		八木健一		
	阿部健	14	金井睦		
	渋谷利雄		榎田和子		
	市川忠孝		藤村達人		

出席委員 15名

欠席委員 2名(14番金井睦委員、18番天野明委員)

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 鈴木和夫 松浦毅 濱端雄高 中山隆司 齊藤綾子
加藤敬

議事録署名人 議 長

議席9番

議席6番

会議に付した事件

日程	番号	件名
1		会務報告
2		第9回農政運営委員会報告
3		第4回農地あっせん委員会報告
4	議案第78号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第79号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第80号	農地法第4条の規定による許可申請について
7	議案第81号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第82号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第83号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第84号	農用地利用配分計画の作成について
11	議案第85号	令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望（税制改正要望事項）について
12	議案第86号	相模原市農業委員会公文書管理規程の一部を改正する規程について
13	議案第87号	事務局職員の任免について
14	報告第66号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
15	報告第67号	農地所有適格法人の報告について
16	報告第68号	非農地証明書の発行について
17	報告第69号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
18	報告第70号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
19	報告第71号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第25回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

事務局（鈴木次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は15名で定足数に達しております。

本日、14番金井睦委員、18番天野明委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、9番市川忠孝委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

日程2 第9回農政運営委員会報告

日程3 第4回農地あっせん委員会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」、日程2「第9回農政運営委員会報告」及び日程3「第4回農地あっせん委員会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」、「第9回農政運営委員会報告」及び「第4回農地あっせん委員会報告」を終わります。

日程4 議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第78号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（加藤主査）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-17から3-19及び3-1014から3-1015は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-17は、南区当麻に住む譲渡人の所有する農地を、南区当麻に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区当麻の田、4筆、2,280㎡です。今後の作付は水稻を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地4筆、3,614㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が280日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-18及び3-19について説明します。それでは、3ページを御覧ください。

收受番号3-18及び3-19は、座間市に住む譲渡人の所有する農地を、座間市に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。譲渡人2名は親子で、3-18が母、3-19が子です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページから3ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、新戸の田、3筆、1,290㎡です。今後の作付は水稻を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地市内3筆、2,213㎡及び座間市内8筆、6,516㎡の合計11筆、8,729㎡で適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、譲受人の子が170日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を果たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松浦所長）

それでは、続きまして、津久井事務所管内の2件について御説明いたします。3ページから4ページを御覧ください。

まず、収受番号3 - 1014は、緑区根小屋に住む譲渡人の所有する農地を、緑区根小屋に住む譲受人が取得し、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、青根の畑、1筆、1,021㎡です。今後の作付は、大豆、小麦、梅のほか、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地14筆、6,470㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、譲受人の妻が170日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、収受番号3 - 1015は、東京都町田市に住む譲渡人の所有する農地を、緑区青山に住む譲受人が取得し、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、青山の畑、1筆、1,242㎡です。今後の作付は、梅、栗、小麦のほか、大根、白菜等の露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地6筆、2,723㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

続いて、私から、総会に先立ち行われました役員会での意見ですとか、こちらから説明させていただいた内容につきまして、これから各議案において、逐次、御報告をさせていただきます。

3条におきましては、総会資料の2ページの収受番号3 - 17についてでございますけれども、お手元の現況写真を御覧ください。総会資料においては田ですけれども、写真では畑の状態となっております。これにつきましては、冬場に露地野菜を耕作されていたもので、これからは譲受人によって田として利用されていくものでございますので、補足をさせていただきます。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3 - 17については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

譲渡人も譲受人も田も地元ですので、私、よく存じ上げていまして、譲渡人は後継者

がないということで、娘さんが他に嫁いでしまったと。私も70歳でできないから手離すという話をしておりました。譲受人は経営規模拡大ということで、私の筆の隣もやっておりますが、非常にきれいに耕作されていまして、熱心にやられている方です。余った時間はほかの農業者のお手伝いを一生懸命やったり、2,280㎡は余裕でできるのかなと思っております。先ほど説明があったように、耕作をされているので問題はないのではないかと思います。特に問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号3 - 18及び3 - 19については、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

3 - 18については、案内図共に写真も問題なく、現在はきれいに耕うんされておりました。現地確認に行きましたのは3月24日です。別に問題ありません。

3 - 19については、利用状況が畑になっております。入口がない土地でして、隣の土地の往来は話合いで決まっているそうです。そして今回は田にするということですが、中の筆がちょっと多いので周りに寄せたりして、お隣の田んぼと一緒にお使いになるという話を伺っております。既に8,729㎡を耕作されておまして、座間の農業委員さんをされております。別に問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号3 - 1014については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

3月23日に現地を確認してまいりました。譲受人の農地と接していまして、以前から譲受人はこの農地をいろいろ耕作しています。また、自分の農地も適正に管理されて、意欲的に農業に取り組んでいるということで問題はないのではないかと思います。御審議ください。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号3 - 1015については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

3月25日に現地を確認してまいりました。この地図で見ますと、西側のほうに広い道路がありまして、これを南に下りますと串川出張所になります。この土地には写真にあるように、木が何本か真ん中に植えてありますが、先ほどの事務局の説明のとおり、作付は梅とか小麦を行うということですので、この木があったにしても、いろいろとできるかと思います。譲受人はこの土地の北側に住んでいる方で、地続きになりますので、耕作しやすいかなと思っております。よろしく御審議ください。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）
よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第78号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）
御異議なしと認めます。
よって日程4議案第78号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第79号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（加藤主査）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-20から3-23は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号3-20から3-23は、譲受人の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。案内図は6ページを御覧ください。申請地はいずれも緑区大島の畑で、合計4筆、636㎡です。今回の申請では、トンネルは地表面から下36.20mから38.23mを通過します。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

本案件につきましては、先月の案件と同様にナトム工法で、シールド工法ではない工法です。トンネルの上部につきましては、地表から36mちょっとのところですが、トンネルの幅は約14mとなります。区分地上権の範囲については、トンネルの上部から5m上のところ、言い換えますと、地表からは31.5m程度のところになりまして、そこから上下の範囲が25m、横幅の範囲が19.7mとなります。案内図の6ページを御覧いただきますと、トンネル全体の幅員を点線で表示させていただいておりますけれども、それぞれの申請地は、その幅員の一部となっています。これは区分地上権の契約が済んだところから着手しているために、本申請のように点在したような形で申請書の提出に至っているところでございます。すなわち、今後、また事業者で説明し、契約等の交渉が済んだところから、こちらにも許可申請書が上がってくるという流れになってきます。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。本案件は、地下を使用するための区分地上権の設定です。説明は以上になります。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第79号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5 議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 80 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程 6 議案第 80 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（中山副主幹）

それでは、7 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 80 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号 4 - 15 及び 4 - 1007 は相当とする理由があるので、農地法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 3 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8 ページを御覧ください。

收受番号 4 - 15 は、申請人が所有する上溝の農地、1 筆、981 m²を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 7 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、不動産管理業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック積み 2 段及びフェンス及び鋼板土留め柵を設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は斉藤歯科医院の北西約 280 m です。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所の案件 1 件について御説明いたします。同じく 8 ページを御覧ください。

收受番号 4 - 1007 は、申請人が所有する緑区根小屋の農地、1 筆、522 m²を、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 8 ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由といたしましては、近くに所在する訪問看護事業者からの要望により、申請人が自己所有の農地を駐車場として転用するものです。隣接地に農地はありませんが、土地区画の明確化と、土留め策として、東西の住宅地との間は既存の間知ブロック擁壁等を利用するほか、南側の地目山林との境界には土留め鋼板 43 cm を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は根小屋小学校の西約 650 m です。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

それでは、私から補足をさせていただきます。

まず、4 - 15 につきましては、説明させていただいたとおり、不動産業者からの要望により、トラック 14 台分のスペースを確保するものです。

4 - 1007 につきましては、今御説明させていただきましたが、北西約 150 m にある訪問看護事業所が職員増員分で駐車場が不足するということで、17 台分のスペースを確保するものです。なお、案内図の 8 ページを御覧いただきますと、申請地の下側、

矢印の左側の部分になりますけれども、この部分も、先ほど土留め柵ということで説明させていただきましたが、所有者の所有地となっています。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号4 - 15については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

10番（小林委員）

3月27日に現地を確認してまいりました。現況ですけれども、地目は畑ですが、畑として使っていない様子で、草もなく、きれいな状態でした。この場所は、案内図を見ますと、県道の北側が、中古車屋さんというか、車を停めている場所になります。南側は、いわゆる資材置場になります。東側が砂利敷きの駐車場となっております。現地を見まして、全体に土盛りがしてあるようで、周りより50から60cm高いので、雨水対策はかなりしっかりやらないと、水の流れ込み、雨水の流れ込み等があると思いますので、特に東側の入口と逆側の砂利敷きの土留めはかなりしっかりやらないと、既存で砂利敷きの駐車場になっているところに流れ込むのが危惧されますので、その辺、しっかりやっていただきたいと思います。入口の道は県道でございます。道幅が8m、歩道も2m弱でございますので、2トントラックが出入りするには十分な広さだと思います。

以上です。よろしく御審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号4 - 1007については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

3月23日に現地を確認してまいりました。現地は耕作されていない状態でした。草はそんなに生えないということで、この案内図で分かるように、住宅に挟まれたところで、境界杭も確認してまいりました。計画どおりに工事を行ってもらえれば、問題ないのではないかと思います。よろしく御審議ください。

事務局（鈴木次長）

それでは今、小林委員から、隣接地との土留めについてきちんとというお話をいただきましたので、改めて事業者にはその旨お伝えさせていただきますが、計画書を確認させていただきますと、60cmの土留め鋼板を用意していて、おおむね40cmぐらいが地中に入って、20cmぐらいが上部に出るような形で鋼板が敷かれる計画になっております。

以上です。

議長（八木会長）

小林委員、よろしいですか。

10番（小林委員）

計画書にも書いてありますので、その方法でよろしくお願ひしたいと思います。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）
よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第80号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）
御異議なしと認めます。
よって日程6議案第80号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

それでは続いて、日程7議案第81号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（中山副主幹）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-13から5-14及び5-1053から5-1056は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。

收受番号5-13は、譲受人の株式会社サーティーフォーが、譲渡人の所有する南区双葉1丁目の農地、3筆、3,377㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人である株式会社サーティーフォーが、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、区域指定を受け、16区画の宅地分譲を行うための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、RC擁壁1～1.5m及びブロック積み1～2段で土留めする計画です。雨水については、浸透柵による敷地内浸透によるほかL字構を設置し、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は松原公園の東約30mです。

ここで、区域指定について説明します。都市計画法第34条第11号の規定に基づき、市街化調整区域内であっても、一定の条件に合致した場合、宅地分譲ができるものです。主な立地条件は、農業振興区域内にないこと、区域指定する区域の面積が5,000㎡以上であること、幅員6m以上の連続する道路に接していること、公共下水道に接続が許容されることなどです。

続きまして、收受番号5-14は、貸出人の所有する新磯野の農地、2筆、1,982㎡を、借受人が賃借権で借受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、土木業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに駐車場及び資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、安全鋼板高さ0.6から1.8mで土留めする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草中学校の西約350mです。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松浦所長）

続いて、津久井事務所管内の4件について説明いたします。11ページ、12ページを御覧ください。

収受番号5 - 1053は、譲受人が譲渡人の所有する緑区中野の農地、1筆、260㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。申請理由は、現在、近隣の貸家に居住しており、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、隣地に土砂等が流出しないよう、周囲にコンクリートブロック2、3段積みを設置し、汚水、雑排水については公共下水道に放流し、雨水は浸透トレンチを設置して処理する計画です。申請地は西メディカルセンターの北東約230mです。

続きまして、収受番号5 - 1054は、譲受人が譲渡人の所有する緑区三井の農地、3筆、498㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、同じ地域内の貸家に居住しており、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、隣地に土砂等が流出しないよう、周囲にコンクリートブロック2～4段積み、または矢板高さ30cmを設置し、汚水、雑排水については合併処理浄化槽を設置し、雨水は浸透柵を設置して処理する計画です。申請地は中野中学校の東約700mです。

続きまして、収受番号5 - 1055は、譲受人の株式会社デザインガーデンが、譲渡人の所有する緑区川尻の農地、1筆、693㎡を所有権の移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在使用している資材置場及び駐車場が手狭となったことから返却し、新たに資材置場及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック3段積みを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の北西約1,720mです。

続きまして、収受番号5 - 1056は、譲受人が譲渡人の所有する緑区名倉の農地、1筆、1,163㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、譲受人は造園業を営んでおり、現在使用している資材置場が手狭となったことから返却し、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と隣地への雨水等の流出防止等を兼ね、周囲に枕木高さ20cmを設置し、雨水については、U字溝及び浸透柵を設置して処理する計画です。申請地はJR藤野駅の南西約600mです。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

それでは、私から報告をさせていただきます。

まず、5 - 13につきましては、案内図を御覧いただきたいと存じます。9ページでございます。申請地の左右を含めた太線内が、先ほど申し上げました都市計画法の規定による区域指定を受けたところです。左側は平成30年に転用許可をしております、既に宅地化されております。本案件は、別の事業者によりまして、16区画による区域指定を受けて転用申請に至っているものでございまして、入口は上のほうのお寺側の道

路からになりまして、網かけの中央部分からの進入路と計画がされています。なお、本案件は3,000㎡を超えているため、県ネットワーク機構への意見聴取となります。

次に、5 - 14 についてですが、案内図は10ページを御覧いただきたいと存じます。

と表示した側の筆につきましては、大型車3台、普通車6台、油圧ショベル9台の置場になりまして、と表示された側の筆には、単管パイプ、ブロック、安全鋼板、砕石などを置く計画となっています。

5 - 1055 につきましては、案内図の13ページを御覧ください。案内図の左に少し行ったところが資材置場、駐車場となっておりまして、現在のところでは、手狭ということで申請地を確保するものでございまして、単管パイプ、フェンス材、アルミ材、砕石、事業車両、ユンボ等のスペースを確保するものです。

5 - 1056 につきましては、現在使用している場所は、手狭ということとともに、出入口も危険ということで、譲受人が造園の資材置場として譲渡人の農地の敷地の一部を転用するもので、藤野地域での事業展開が主体であると聞いております。なお、案内図の14ページを御覧いただきたいと存じます。網かけの中に遊歩道が入っておりますけれども、案内図と現況が合っていないためのもので、譲受人なども遊歩道に関しては理解をいただいております。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 13 については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

3月24日に現地を見てまいりました。この資料のとおり、3筆になっていまして、1筆だけが不耕作ですが、きれいに管理されて、作付については、露地野菜が耕作されていまして、農地としては非常によく管理されております。ということで、ここは説明がありましたように、条件付で住宅等を建ててもいいよという土地でございますので、16区画ということで、図面を見ますときちんとなっておりまして、問題はないと思います。以上ですが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 14 については、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

3月24日に現地調査に行ってみりました。写真の説明を見ていただきたいのですが、場所的には開発されて、ほとんど資材置場とか、隣に見えるプラントのようなものが建っております。プラントとの間の畑においては、大変荒廃して、ごみ等が多く捨てられているところです。その隣の約2反分で、きれいにして資材置場にするということで、下の写真を見ていただきたいんですが、かなり段差があって、土が盛られています。土木業ということで土の移動は簡単だと思うんですが、道路のほうにはみ出ている部分もありますので、その点は十分、区画を明確にして、砕石敷きということですので、水、土砂の流れ等がないよう、十分注意していただければよろしいのかと思います。場所的にも内容もそのような地区ですので、よろしいかと思います。よろしく御配慮いただきたいと思います。

以上です。

議長（八木会長）

続いて、収受番号5 - 1053については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

12番（菱山委員）

3月15日に現地調査してまいりました。案内図の の付近のところは駐車場に転用されております。 の付近は現地写真 の奥に写っていますけど、太陽光発電の敷地になっておりまして、その間になるわけで、事務局の説明のとおり、何ら問題はないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1054については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

3月22日に現地を見てまいりました。三井大橋を渡って、上り坂なんですけど、その上り坂の左側ということで、この畑は進入路がなくて、道路からも2mぐらいの段差があるので、入るところがないような状態です。他のところから歩くだけの道路ということで、そこで入っていただくようになると思います。畑には梅の木が何本かあって、草刈りはよくされていたんですけども、耕作はされていませんでした。現地の境界杭も見てまいりました。

以上です。よろしく御審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1055については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

3月20日に現地を確認してきました。資材置場と駐車場の申請ということで、この場所は、案内図の13ページを御覧いただくと町田と相模原の境目のような場所なんです。下のほうが町田街道、右のほうから入ってきて、大戸という交差点を左のほうに、ずっと奥に入ったところなんですけど、場所的には雨降（小字）ということで、その先には町田市の大地沢青少年センターがあります。右側が大戸で、ずっと狭い道路が続いていて車が擦れ違うのが大変で、周囲は全部、山なんです。この斜線の申請地の（左側も右側も耕作された農地があるような場所なんです。斜線のところが2mぐらい道路から下にちょっと下がったところ、矢印が右側に出ていますけど、ここから車が入ったりするということで、ちょっと、出ていないんですけど、この矢印の奥の左側には赤道が入っているような場所なんです。ですから、問題はないんですけど、一番、許可というか、承諾しておかなければいけないなと感じたのが、この北側ですね。上側の部分に結構大きい、斜線と同じような面積の耕作された畑があるんですね。ここがちょうど北側で、この手前側が南側になって、恐らく日影になりそうな場所なんです。ですから、ここの地主が、その辺の了解等が必要ではないかなと思います。この点さえクリアできれば、特に問題ないと思います。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1056については、藤野地区担当委員さん、お願いいた

します。

19番（加藤委員）

3月25日に歩きました。先ほど事務局からありましたけど、案内図の14ページのこの線があるところへ行ったときに、もう、白砂利を敷いてありました。今言った砂利を敷いたところの土手側が1m弱あるのかな。そこも遊歩道であるからということで、土留めの板をやるから大丈夫だというような話もしてきたので、私のほうも大丈夫だということでお話ししてきました。よろしくをお願いします。

事務局（鈴木次長）

齋藤委員から、北側の農地への日照等について御意見がありました。近隣農地への影響ということで、日照等についても、こちらも確認をしていかなければいけないんですが、計画上においては、なるべく高い資材については道路側に置くようになっていまして、北側の畑のほうには砕石などを置くようにして、日照に影響がないような資材の置き方を考え、計画しております。なお、農地側との境についてはフェンスを置くわけですが、編み目状のスチール防護柵ということで計画をされていますので、そういったところにも配慮されているかなということもあります。いずれにいたしましても、再度、こういった御意見があったということは、事業者にも御報告、御説明をさせていただきます。

以上です。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

事務局（鈴木次長）

すいません、今、伝え漏れましたけれども、隣接地の所有者の方には承諾書もいただいているということですので、事業の内容も説明がされているということでございます。補足をさせていただきます。

議長（八木会長）

それは5 - 1055で。

事務局（鈴木次長）

はい、今の続きです。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第81号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第81号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 8 2 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 8 2 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（加藤主査）

それでは、14 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 2 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 2 - 1 8 7 から 2 - 1 8 9 及び 2 - 1 0 9 3 から 2 - 1 0 9 6 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 3 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15 ページから 17 ページを御覧ください。案内図は 16 ページから 19 ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対での利用権設定をするものです。3 件、11 筆、5,678 m²です。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所管内の 4 件につきまして御説明いたします。

まず、整理番号 2 - 1 0 9 3 及び 2 - 1 0 9 4 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 20 ページ、21 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 9 か月、件数は 2 件、4 筆、面積は合計で 2,510 m²です。

続いて、整理番号 2 - 1 0 9 5 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 22 ページを御覧ください。契約期間は 9 か月、件数は 1 件、1 筆、面積は 644 m²です。

続いて、整理番号 2 - 1 0 9 6 は、解除条件付法人が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 23 ページ、24 ページを御覧ください。契約期間は 5 年 9 か月、件数は 1 件、2 筆、面積は 2,132 m²です。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

それでは、補足をさせていただきますが、2 - 1 8 7 について、案内図の 16 ページを御覧ください。網かけの左側の下から右側のカーブの道路が続いて入っているように見えますけれども、公図上は存在しておりませんで、網かけの右側のカーブのものについては、道路ではありません。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 2 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 8 議案第 8 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 議案第 8 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 9 議案第 8 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、20 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 3 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 2 - 1 0 9 7 から 2 - 1 0 9 8 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 3 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、21 ページを御覧ください。案内図は 2 5 ページ、2 6 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 1 0 9 7 及び 2 - 1 0 9 8 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から耕作者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 2 件、5 筆、面積は 2,703 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 3 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 9 議案第 8 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 84 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 84 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、22 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 84 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 2 - 1010 から 2 - 1011 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により令和 3 年 3 月 10 日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和 3 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、23 ページを御覧ください。案内図は、先ほどと同じく 25 ページ、26 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 1010、2 - 1011 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が耕作者に貸し出しを行う利用配分計画の案件で、相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。耕作者は、それぞれ経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は 2 件、5 筆、面積は 2,703 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 84 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 10 議案第 84 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 8 5 号 令和 4 年度県農林業施策並びに予算に関する要望（税制改正要望事項）について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 1 議案第 8 5 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、24 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 5 号 令和 4 年度県農林業施策並びに予算に関する要望（税制改正要望事項）について。神奈川県農業会議からの依頼により、「令和 4 年度県農林業施策並びに予算に関する要望(税制改正要望事項)」を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25 ページを御覧ください。

令和 4 年度県農林業施策並びに予算に関する要望のうち、税制改正要望事項につきましては、県への施策要望、予算要望等の提出より先に、3 月末までに県農業会議への提出が求められています。税制改正要望事項につきましては、先般開催いたしました全員協議会及び書面開催で行った第 9 回農政運営委員会で提示し、協議を経て提案するもので、昨年度要望したものがまだ実現されていないことから継続して要望するものとし、相続税、贈与税で 2 点、地方税である固定資産税、都市計画税に関する内容で 2 点の計 4 点を要望するものです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 5 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 1 1 議案第 8 5 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 議案第 8 6 号 相模原市農業委員会公文書管理規程の一部を改正する規程について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 議案第 8 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、26 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 6 号 相模原市農業委員会公文書管理規程の一部を改正する規程について。相模原市農業委員会公文書管理規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。令和 3 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、27 ページから 32 ページを御覧ください。

この議案は、適正な公文書の管理を推進するために公文書管理規程の一部を改正するもので、事務局における公文書事務の実施状況について、毎年度、点検及び報告を行うことや、公文書事務に改善が必要であると認められるときは、改善に向けた取組の実施及び報告を行うことのほか、行政組織の改編に伴う規程の改正を行うものです。

改正箇所は、第 15 条が公文書事務の点検等について、第 17 条が公文書事務改善に向けた取組について追加したもので、第 2 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条が行政組織の改編に伴うものとなります。

なお、新旧対照表がありますので、御確認をお願いします。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 6 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 1 2 議案第 8 6 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 議案第 8 7 号 事務局職員の任免について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 3 議案第 8 7 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、33 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 7 号 事務局職員の任免について。令和 3 年 4 月 1 日付けで、次のとおり事務局職員を任免する。事務職員高野弘明。相模原市農業委員会事務職員に任命する。農業委員会事務局参事（兼）次長に補する。事務職員鈴木和夫。市長事務部局へ出向を命ずる。令和 3 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案については、高野新参事兼次長の任命及び鈴木現次長の出向に関するもので、農業委員会等に関する法律第 2 6 条第 3 項で、職員は農業委員会が任免すると規定されておりますが、相模原市農業委員会事務専決規定第 4 条第 1 項第 1 号で、管理職以外の職員については会長専決となっていることから、管理職職員の任免について提案するものです。なお、事務局職員全体の体制につきましては、後ほど全員協議会で説明いたします。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 7 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 1 3 議案第 8 7 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 4 報告第 6 6 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 5 報告第 6 7 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 6 報告第 6 8 号 非農地証明書の発行について

日程 1 7 報告第 6 9 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 8 報告第 7 0 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 9 報告第 7 1 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（八木会長）

続きますして、報告案件に移ります。

日程 1 4 報告第 6 6 号から日程 1 9 報告第 7 1 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で日程 1 4 報告第 6 6 号から日程 1 9 報告第 7 1 号を終わります。
以上をもちまして、相模原市農業委員会第 2 5 回総会を終了いたします。